

令和6年度第2回

市の国民健康保険事業の 運営に関する協議会

議 案

日 時 令和7年2月12日（水）午後6時

場 所 登別市役所 議場

令和6年度 第2回
市の国民健康保険の運営に関する協議会

日時：令和7年2月12日（水）午後6時
場所：登別市役所 議場

次 第

1. 諮 問

（1）国民健康保険の課税限度額の改正について

2. 開 会

3. 議 事

（1）議案第1号

国民健康保険税の課税限度額の改正について

（2）報告第4号

令和6年度国民健康保険特別会計決算見込について

（3）報告第5号

国民健康保険税の収納状況について

（4）報告第6号

令和7年度国民健康保険特別会計予算(案)について

（5）報告第7号

令和7年度以降の国保運営について

諮 問

国民健康保険税の課税限度額の改正について

《資料 1－①》 諮問書の写し

《資料 1－②》 諮問事項

《資料１－①》

登 国 第 号
令和 7 年 2 月 日

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 横 尾 逸 郎 様

登別市長 小笠原 春 一

国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）
国民健康保険税に関する登別市税条例の一部改正について、別紙のとおり協議会の意見をいただきたく諮問します。

《資料 1－②》

諮 問 事 項

1. 国民健康保険税の課税限度額の改正について

(1) 諮問理由

国民健康保険税の課税限度額は、政令で定める基準に従い条例で定めるとされているが、中間所得層の負担軽減のため、課税限度額の基準を引き上げる地方税法施行令の改正が予定されていることから、当該改正に準拠し課税限度額を引き上げるものである。

(2) 改正内容

国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税分を現行の65万円から1万円引き上げて66万円に、後期高齢者支援金分を現行の24万円から2万円引き上げて26万円とする。

賦 課 の 区 分		令和7年度	令和6年度	増減額
課税 限度額	①基礎課税分	<u>66万円</u>	<u>65万円</u>	<u>1万円</u>
	②後期高齢者支援金分	<u>26万円</u>	<u>24万円</u>	<u>2万円</u>
	③介護納付金分	17万円	17万円	0円
	①+②+③	<u>109万円</u>	<u>106万円</u>	<u>3万円</u>

(3) 施行日 令和7年4月1日

議 案 第 1 号

国民健康保険税の課税限度額の改正について

《資料2》 国民健康保険税の課税限度額の改正について

《資料2》

国民健康保険税の課税限度額の改正について

国民健康保険税の課税限度額とは、地方税法施行令で定められている法定限度額の範囲内で、市町村が納税義務者に対して課税できる年間の保険税の上限額であり、条例で定めることとなっています。

国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分に分かれており、区分ごとに課税限度額を設定しています。

本市の課税限度額は、平成29年度以降、法定限度額と一致させている状況にあり、令和7年度については、基礎課税分の法定限度額が1万円、後期高齢者支援金分の法定限度額が2万円それぞれ引き上げられることから、本市においても法定限度額同様に引き上げを行い、課税限度額の合計を現在の106万円から109万円に改正したいと考えています。

《参考》課税限度額の推移表

年度	課税限度額							
	基礎課税分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計	
	登別市	国	登別市	国	登別市	国	登別市	国
H28	52万円	54万円	17万円	19万円	16万円	16万円	85万円	89万円
H29	54万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円	89万円	89万円
H30	58万円	58万円	19万円	19万円	16万円	16万円	93万円	93万円
R1	61万円	61万円	19万円	19万円	16万円	16万円	96万円	96万円
R2	63万円	63万円	19万円	19万円	17万円	17万円	99万円	99万円
R3	63万円	63万円	19万円	19万円	17万円	17万円	99万円	99万円
R4	65万円	65万円	20万円	20万円	17万円	17万円	102万円	102万円
R5	65万円	65万円	22万円	22万円	17万円	17万円	104万円	104万円
R6	65万円	65万円	24万円	24万円	17万円	17万円	106万円	106万円
R7	66万円	66万円	26万円	26万円	17万円	17万円	109万円	109万円

報告第4号

令和6年度国民健康保険特別会計決算見込について

《資料3》 令和6年度国民健康保険特別会計決算見込額調書

《資料3》

令和6年度 国民健康保険特別会計決算額調書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	決算額	増減額
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	651,855,000	647,361,503	△4,493,497
2 使用料及び手数料	1 手数料	10,000	0	△10,000
3 国庫支出金	1 国庫補助金	10,000	76,000	66,000
4 道支出金	1 道補助金	3,594,663,000	3,457,804,350	△136,858,650
5 財産収入	1 財産運用収入	418,000	418,000	0
6 繰入金	1 一般会計繰入金	400,152,000	385,801,000	△14,351,000
7 繰越金	1 繰越金	197,991,000	303,000,662	105,009,662
8 諸収入		2,544,000	14,363,502	11,819,502
	1 延滞金及び過料	30,000	6,838,402	6,808,402
	2 雑入	2,514,000	7,525,100	5,011,100
歳入合計		4,847,643,000	4,808,825,017	-38,817,983

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	決算額	執行残
1 総務費		108,673,000	103,131,716	5,541,284
	1 総務管理費	89,901,000	86,256,890	3,644,110
	2 運営協議会費	316,000	123,340	192,660
	3 趣旨普及費	247,000	246,400	600
	4 特別対策事業費	18,209,000	16,505,086	1,703,914
2 保険給付費	1 保険給付費	3,485,315,000	3,361,901,350	123,413,650
	療養諸費	2,931,048,000	2,879,865,894	51,182,106
	高額療養費	544,364,000	473,718,976	70,645,024
	移送費	500,000	0	500,000
	出産育児諸費	6,503,000	5,976,480	526,520
	葬祭諸費	2,400,000	2,340,000	60,000
	傷病手当金	500,000	0	500,000
3 国保事業費納付金	1 国保事業費納付金	1,112,083,000	1,112,083,000	0
	医療給付費分	839,984,000	839,984,000	0
	後期高齢者支援金等分	213,209,000	213,209,000	0
	介護納付金分	58,890,000	58,890,000	0
4 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	10,000	0	10,000
5 保健事業費	1 保健事業費	81,744,000	69,284,701	12,459,299
	疾病予防費	15,675,000	10,966,335	4,708,665
	特定健診・保健指導費	66,069,000	58,318,366	7,750,634
6 積立金	1 基金積立金	418,000	418,000	0
7 公債費	1 公債費	1,000,000	0	1,000,000
8 諸支出金		8,400,000	2,040,600	6,359,400
	1 償還金及び還付加算金	8,300,000	2,040,600	6,259,400
	2 指定公費負担金	100,000	0	100,000
予備費	1 予備費	50,000,000	0	50,000,000
歳出合計		4,847,643,000	4,648,859,367	198,783,633

差引収支額

	収支額	備考
実質収支	159,965,650	歳入合計－歳出合計
繰越金	303,000,662	
単年度収支	△143,035,012	実質収支－繰越金
財産収入	418,000	基金積立金利子
実質単年度収支	△142,617,012	実質収支－繰越金＋財産収入

報 告 第 5 号

国民健康保険税の収納状況について

《資料4》 国民健康保険税の収納状況について

《資料4》

国民健康保険税の収納状況について

1. 収納率について

(1) 過去3か年度の収納率

区分	現年度分			滞納繰越分		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登別市	96.09%	95.90%	95.80%	15.59%	14.28%	14.99%
室蘭市	96.99%	96.24%	96.15%	23.89%	24.91%	23.52%
伊達市	96.28%	97.00%	96.24%	28.34%	25.41%	23.46%
道内市平均	96.24%	96.23%	95.69%	24.09%	24.10%	23.11%

※現年度分は当該年度に賦課した保険税額に対する収納率、滞納繰越分は前年度以前から完納に至らず、当該年度に繰り越された保険税額に対する収納率をいう。

(2) 収納率の順位

区分	現年度分			滞納繰越分		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登別市	21位	24位	20位	30位	35位	32位
室蘭市	14位	22位	16位	21位	17位	16位
伊達市	19位	10位	14位	9位	15位	17位

(3) 令和6年度の収納状況（令和7年1月31日現在）

区分		調定額	収納額	収納率
現年度分	令和5年度	658,600千円	477,542千円	72.51%
	令和6年度	632,264千円	466,802千円	73.83%
	対前年度比	▲26,336千円	▲10,740千円	1.32%
滞納繰越分	令和5年度	183,255千円	24,274千円	13.25%
	令和6年度	162,666千円	21,148千円	13.00%
	対前年度比	▲20,589千円	▲3,126千円	▲0.25%

※国民健康保険税（普通徴収）は、第1期（令和6年度の納期は7月1日）から第10期（令和6年度の納期は3月31日）において徴収する。

2. 国民健康保険税の収納に関する取組について

(1) 納付方法別の収納状況について

令和6年度現年度分

(令和6年12月31日現在)

区分	収納額	割合	摘要
特別徴収	77,905千円	18.63%	公的年金からの天引き
口座振替	156,731千円	37.48%	指定された金融機関の口座からの振替
コンビニ	95,505千円	22.84%	全国のコンビニエンスストアでの納付
キャッシュレス決済	6,266千円	1.50%	スマートフォン決済アプリ及びクレジットカードによる納付
臨戸徴収	1,752千円	0.42%	徴収員による自宅における訪問徴収等
その他	80,008千円	19.13%	金融機関、郵便局、市役所窓口等での納付
計	418,167千円	100.00%	

《参考》 キャッシュレス決済の内訳、スマートフォン決済アプリによる収納額は4,927千円、クレジットカード払いによる収納額は1,339千円

(2) 収納対策に係る取組について

収納対策	実施時期等	実施方法
催告書の送付	4、7、10、1月	催告書を送付して納税の催告を行う。
電話催告	随時	電話による納税の催告及び折衝を行う。
臨戸による徴収及び納税の折衝	随時	徴収員(会計年度任用職員)が自宅等を訪問して徴収及び納税の折衝を行う。
夜間及び休日における納税相談	4、7、10、1月	夜間と土曜日に納税相談窓口を開設する。

(3) 納税の催告に応じない者等に対する取組について

①短期被保険者証の交付

納税相談の機会の確保及び納税の促進を図るため、納税指導が特に必要と認められる滞納者に対して、6カ月以内の範囲で、通常よりも有効期限が短い被保険者証を交付している（原則、受領手続による窓口交付）。

②被保険者証返還措置及び被保険者資格証明書の交付

長期の滞納がある者で、納税相談に応じようとする者、納税相談において取り決めた納付計画を履行しない者等に対して、被保険者証の代わりに、一旦、医療費が全額自己負担となる資格証明書を交付している。

③滞納処分

滞納整理を進めるため、財産調査の結果に基づいて強制徴収手続（財産の差押え、差押財産の換価、換価代金の配当）を行っている。

滞納処分の状況（令和6年度は令和7年1月31日現在）

	差押件数				配当額
	預貯金	不動産	その他	計	
令和4年度	20	0	3	23	1,051,672円
令和5年度	11	0	9	20	1,953,788円
令和6年度	45	0	10	55	2,030,298円

※その他は、生命保険、年金、給与、所得税及び道税還付金

報告第6号

令和7年度国民健康保険特別会計予算(案)について

《資料5》 令和7年度国民健康保険特別会計予算(案)

《資料5》

令和7年度 国民健康保険特別会計予算（案）

歳 入

（単位：円）

款	項	令和7年度	令和6年度	増減額
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	624,541,000	651,855,000	▲27,314,000
2 使用料及び手数料	1 手数料	10,000	10,000	0
3 国庫支出金	1 国庫補助金	10,000	10,000	0
4 道支出金	1 道補助金	3,665,611,000	3,964,523,000	▲298,912,000
5 財産収入	1 財産運用収入	10,000	10,000	0
6 繰入金	1 一般会計繰入金	406,761,000	415,148,000	▲8,387,000
7 繰越金	1 繰越金	144,000,000	185,000,000	▲41,000,000
8 諸収入		2,257,000	2,544,000	▲287,000
	1 延滞金及び過料	30,000	30,000	0
	2 雑入	2,227,000	2,514,000	▲287,000
歳 入 合 計		4,843,200,000	5,219,100,000	▲375,900,000

歳 出

（単位：円）

款	項	令和7年度	令和6年度	増減額
1 総務費		119,091,000	110,870,000	8,221,000
	1 総務管理費	98,944,000	93,140,000	5,804,000
	2 運営協議会費	311,000	316,000	▲5,000
	3 趣旨普及費	402,000	409,000	▲7,000
	4 特別対策事業費	19,434,000	17,005,000	2,429,000
2 保険給付費	1 保険給付費	3,554,203,000	3,849,954,000	▲295,751,000
	療養諸費	3,019,601,000	3,295,687,000	▲276,086,000
	高額療養費	525,573,000	544,364,000	▲18,791,000
	移送費	500,000	500,000	0
	出産育児諸費	6,003,000	6,503,000	▲500,000
	葬祭諸費	2,400,000	2,400,000	0
	傷病手当金	126,000	500,000	▲374,000
3 国保事業費納付金	1 国保事業費納付金	1,024,580,000	1,112,083,000	▲87,503,000
4 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	0	10,000	▲10,000
5 保健事業費	1 保健事業費	86,016,000	86,773,000	▲757,000
	疾病予防費	14,303,000	15,675,000	▲1,372,000
	特定健診・保健指導費	71,713,000	71,098,000	615,000
6 積立金	1 基金積立金	10,000	10,000	0
7 公債費	1 公債費	1,000,000	1,000,000	0
8 諸支出金		8,300,000	8,400,000	▲100,000
	1 償還金及び還付加算金	8,300,000	8,300,000	0
	2 指定公費負担金	0	100,000	▲100,000
予備費	1 予備費	50,000,000	50,000,000	0
歳 出 合 計		4,843,200,000	5,219,100,000	▲375,900,000

報 告 第 7 号

令和7年度以降の国保運営について

《資料6》 令和7年度以降の国保運営について

《資料 6》

令和 7 年度以降の国保運営について

1. はじめに

平成 30 年 4 月からの制度改革に伴い、市町村は「国保事業費納付金」を北海道に納め、北海道は国保の財政運営の主体として、この納付金を主たる財源に市町村国保の医療費全額を負担する仕組みとなっています。

このため、市町村国保の運営については、この「国保事業費納付金」を納めるための保険税等による財源確保が重要なポイントとなりますが、本市においては、被保険者数及び被保険者の所得が年々減少傾向にあるため、この状況を十分考慮しながら適正な運営に努める必要があります。

2. 令和 7 年度以降の中期財政見通しについて

安定的な国保運営を行うための中期的な方向性を見極める必要から、今後 3 か年の財政見通しを作成しました。

税率引き下げを行った令和 3 年度当時、保険料水準統一へ向けて、令和 10 年度までは繰越金を活用しながら現行税率を維持し、以降は、令和 10・11 年度で税率改正を行い徐々に統一保険料率に近づけること、また統一後の激変緩和財源として、保有する基金を活用することをイメージしていました。

しかしながら、今回の中期財政見通しにおいて、現行の保険税率を維持しながら国保財政運営を進めた場合、令和 8 年度で繰越金は枯渇、基金についても令和 10 年度の時点で枯渇すること等、当初の想定を改める必要が生じています。

財政見通し悪化の要因としましては、被保険者数の減少が以前の見込よりも顕著であることによる保険税調定額の逡減（歳入減）、保健事業の水準維持のために市独自で実施している公費対象外費用の増加（歳出増）等、複数の要因が重なっているものと考えられます。

表－1 国保財政の3か年見通し

(単位：千円)

区 分		令和7年度 決算見込	令和8年度 決算見込	令和9年度 決算見込
歳 入	国 民 健 康 保 険 税	625,897	598,457	572,414
	使用料及び手数料	0	0	0
	国 庫 支 出 金	50	0	0
	道 支 出 金	3,487,662	3,459,109	3,430,845
	財 産 収 入	418	418	418
	繰 入 金	387,325	371,272	356,097
	繰 越 金	159,965	90,192	0
	諸 収 入	13,382	13,382	13,382
	歳 入 合 計	4,674,698	4,532,831	4,373,156
歳 出	総 務 費	104,809	106,632	108,609
	保 険 給 付 費	3,372,602	3,344,049	3,315,785
	国保事業費納付金	1,024,580	1,109,314	1,106,566
	保 健 事 業 費	77,098	77,098	77,098
	積 立 金	418	418	418
	公 債 費	0	0	0
	諸 支 出 金	5,000	5,000	5,000
	歳 出 合 計	4,584,506	4,642,511	4,613,475
収 支	単 年 度 収 支	90,192	▲109,681	▲240,319
	繰 越 金 残 高	90,192	0	0
	基 金 投 入 額	0	109,681	240,319
	基 金 保 有 残 高	401,280	291,599	51,280

3. 今後の保険税の動きについて

中期財政見通しを受け、今後の保険税率の改正方針について、次のとおり定めます。

- ① 繰越金が残存する令和7年度は、税率の引き上げは行わず、現行の保険税率を維持する。
- ② これまで想定していた税率改正のスケジュールを改め、引き上げタイミングの前倒しや引き上げ回数の再考について、令和7年度より検討を行っていく。

表－2 保険税率の推移

		R2	R3	R4	R5	R6	R7
基礎 課税分	所得割	9.1%	8.9%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%
	均等割	30,000円	28,000円	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円
	平等割	29,000円	27,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.9%	2.9%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%
	均等割	8,400円	8,200円	7,600円	7,600円	7,600円	7,600円
	平等割	8,300円	7,900円	7,300円	7,300円	7,300円	7,300円
介護 納付金分	所得割	2.5%	2.3%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
	均等割	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円
	平等割	5,900円	5,100円	4,800円	4,800円	4,800円	4,800円

登別市国民健康保険事業運営組織の状況

登	別	市	長	小笠原	春一
副		市	長	伊藤	嘉規
保	健	福	祉	部	長
				平	田
				雅	樹
保	健	福	祉	部	次
				近	藤
				正	嗣
国民健康保険グループ 総括主幹				木	田
				元	樹
— 国保運営担当 主査 渡邊 辰矢					
				職員 計6人	会計年度任用職員 計2人
— 保健事業担当 主査 澤口 真歩					
				主査 藤田 陽子	
				職員 計3人	会計年度任用職員 計2人
— 保険税担当 主査 豊嶋 研吾					
				職員 計3人	会計年度任用職員 計4人

《参考資料》

市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

区 分	氏 名	職 業
公益代表	よこ お いつ ろう 横 尾 逸 郎	自 営 業
	なか じま ゆう すけ 中 嶋 祐 介	学 校 職 員
	ふじ え のり ひこ 藤 江 紀 彦	団 体 役 員
医師等代表	ち ば やす じ 千 葉 泰 二	医 師
	ふか せ しゅう ごう 深 瀬 秀 郷	歯 科 医 師
	むら かみ た ろう 村 上 太 郎	保 険 薬 剤 師
被保険者代表	さ と う ひろ こ 佐 藤 裕 子	主 婦
	ふる うち たか こ 古 内 孝 子	栄 養 士
	たけ なか みち こ 竹 中 美智子	主 婦
被用者保険等 保険者代表	いの うえ まさ ひと 井 上 政 仁	ツルハホールディングス 健康 保険 組合 常務 理事 合 事

× 毛